

鹿 児 島 県 公 報

平成28年12月26日（月）第3275号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定代理納付者の告示事項の変更 (財政課取扱い) 1
 - 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 2
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
 - 道路の供用の開始（2件） (道路維持課取扱い) 2
 - 海岸保全区域の指定 (河川課取扱い) 3
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 3
 - 建築士法に基づく監督処分公告 (建築課取扱い) 4
- 監 査 委 員 告 示
- 代表監査委員職務代理者の指定の一部改正 (監査委員事務局取扱い) 5
- 県立病院局企業管理規程
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※） (県立病院課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第1108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定した指定代理納付者について、次のとおり変更があった。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（VISA, MasterCard, JCB, ダイナース又は
American Expressに限る。）が付されたクレジットカード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 5 変更事項
指定代理納付者の住所
(1) 変更前 東京都港区赤坂九丁目7番1号
(2) 変更後 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 6 変更年月日
平成28年10月1日

鹿児島県告示第1109号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
外科馬場病院	日置市吹上町湯之浦2378

2 認定の有効期限

平成32年1月31日

鹿児島県告示第1110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション龍	鹿屋市串良町下小原4788	仁救所有限公司	鹿屋市串良町下小原3046-1	前園 利秋	平成28年12月1日	訪問介護
隼人薬局	霧島市隼人町松永3306-15	株式会社ユナイトイース	霧島市隼人町真孝1013-6	宮脇 巖	平成28年12月1日	居宅療養管理指導

鹿児島県告示第1111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション龍	鹿屋市串良町下小原4788	仁救所有限公司	鹿屋市串良町下小原3046-1	前園 利秋	平成28年12月1日	介護予防訪問介護
隼人薬局	霧島市隼人町松永3306-15	株式会社ユナイトイース	霧島市隼人町真孝1013-6	宮脇 巖	平成28年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
デイサービスセンターリアン	奄美市名瀬有屋町26番地9	特定非営利活動法人リハ研奄美	奄美市名瀬有屋町26番地9	山本 留七	平成28年12月19日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年12月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

県道	垂水大崎線	垂水市二川字桑原2599番1地先内	平成28年 12月26日
----	-------	-------------------	-----------------

鹿児島県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成28年12月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	屋久島公園安房線	熊毛郡屋久島町安房太忠嶽国有林76林班ほ3小班地先から76林班に1小班地先まで	平成28年 12月26日

鹿児島県告示第1114号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により，海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

嘉徳地区海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸瀬戸内海岸嘉徳地区海岸

区 域
<p>起点及び点No.1を直線で結んだ線，点No.1から点No.16までを順次直線で結んだ線並びに起点及び点No.16を直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>起点（大島郡瀬戸内町大字嘉徳字金久1番地の起点標柱（北緯28度11分29秒，東経129度24分05秒）の位置）</p> <p>点No.1（起点から123度54分24秒11.87メートルの点）</p> <p>点No.2（点No.1から96度40分32秒29.11メートルの点）</p> <p>点No.3（点No.2から77度01分18秒48.86メートルの点）</p> <p>点No.4（点No.3から53度44分21秒37.03メートルの点）</p> <p>点No.5（点No.4から48度47分26秒61.56メートルの点）</p> <p>点No.6（点No.5から39度03分50秒95.27メートルの点）</p> <p>点No.7（点No.6から43度10分43秒72.01メートルの点）</p> <p>点No.8（点No.7から54度45分46秒77.05メートルの点）</p> <p>点No.9（点No.8から66度37分04秒20.49メートルの点）</p> <p>点No.10（点No.9から54度57分20秒35.59メートルの点）</p> <p>点No.11（点No.10から34度41分46秒22.33メートルの点）</p> <p>点No.12（点No.11から120度05分00秒102.09メートルの点）</p> <p>点No.13（点No.12から235度22分34秒246.56メートルの点）</p> <p>点No.14（点No.13から213度40分06秒194.73メートルの点）</p> <p>点No.15（点No.14から216度46分35秒140.90メートルの点）</p> <p>点No.16（点No.15から303度54分24秒56.67メートルの点）</p>

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので，関係書類を平成28年12月26

日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年12月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西谷山店
鹿児島市上福元町2-1 外2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年8月15日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,207平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物南側 5台
第2駐輪場 建物南側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 11立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成28年12月14日

.....
建築士法に基づく監督処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり処分をした。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

処分をした年月日	処分を受けた建築士事務所					処分の内容	処分の原因となった事実
	名 称	所 在 地	開設者の氏名	建築士事務所の別	登録番号		
平成28年 6月22日	矢野建築 設計事務所	霧島市隼人 町野久美田 474-1	矢野 秀幸	一級建築 士事務所	鹿児島県知 事登録第1 -25-221 号	戒告	建築士事務所を管理する建築士が、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けており、このことが同法第26条第2項第4号に該当する。
同上	南設計	始良市加治 木町木田 527-3	南 稔	同上	鹿児島県知 事登録第1 -24-136 号	同上	同上

監 査 委 員 告 示

鹿児島県監査委員告示第3号

平成4年3月30日鹿児島県監査委員告示第3号（代表監査委員職務代理者の指定）の一部を次のように改正し、平成28年12月26日から施行する。

平成28年12月26日

鹿児島県監査委員 田 中 和 彦
同 大 藪 豊
同 禧 久 伸一郎
同 ふくし山ノブスケ

本文中「第199条の3第3項」を「第199条の3第4項」に改める。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月26日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第9号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「179,000円」を「179,500円」に、「158,700円」を「159,100円」に改める。

第11条中「及び麻酔施行業務手当」を「麻酔施行業務手当及びドクターヘリ救急医療業務手当」に改める。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（ドクターヘリ救急医療業務手当）

第15条の4 ドクターヘリ救急医療業務手当は、医療職給料表の適用を受ける職員が、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターに搭乗し、医療行為等の業務に従事したときに支給する。

2 ドクターヘリ救急医療業務手当の額は、搭乗した回数1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

-
- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 5,000円
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 3,000円
- 3 所属長は、ドクターヘリ救急医療業務従事命令簿（別記第3号様式）を作成し、これに基づいて、ドクターヘリ救急医療業務手当を支給するものとする。
- 別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2（第3条関係）

医療職給料表（四）

職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	160,500	188,100	236,600
2	161,900	190,200	238,400
3	163,400	192,300	240,200
4	164,800	194,300	242,000
5	166,300	196,400	243,400
6	167,800	198,700	244,700
7	169,300	201,000	245,900
8	170,800	203,300	247,200
9	172,100	205,700	248,300
10	173,800	207,100	249,400
11	175,400	208,500	250,300
12	177,000	209,900	251,200
13	178,500	211,300	252,500
14	180,600	212,800	253,600
15	182,600	214,300	254,400
16	184,600	215,500	255,400
17	186,800	216,900	256,200
18	188,900	218,400	257,100
19	191,000	219,900	258,100
20	193,100	221,500	259,000
21	195,200	222,900	259,900
22	197,400	224,600	261,000
23	199,600	226,300	261,900
24	201,800	228,000	262,900
25	203,800	229,400	264,100
26	205,100	231,100	265,400
27	206,400	232,800	266,600
28	207,700	234,500	267,900
29	208,900	236,100	269,100
30	210,100	237,500	270,600
31	211,400	238,800	272,200
32	212,600	239,900	273,600
33	213,900	241,200	275,200
34	215,200	242,300	276,700
35	216,500	243,200	278,000
36	217,800	244,300	279,300

37	219,200	245,400	280,900
38	220,700	246,500	282,300
39	222,000	247,400	283,800
40	223,400	248,500	285,200
41	224,400	249,200	286,800
42	225,800	250,100	288,300
43	227,200	251,000	289,800
44	228,600	251,900	291,400
45	229,800	252,700	292,700
46	231,200	253,700	294,100
47	232,500	254,600	295,600
48	233,800	255,600	297,100
49	234,900	256,600	298,400
50	236,000	257,800	299,700
51	237,000	259,000	301,100
52	238,100	260,200	302,500
53	239,200	261,400	304,000
54	240,300	262,900	305,300
55	241,300	264,300	306,700
56	242,300	265,700	308,100
57	243,200	267,300	309,100
58	244,200	268,900	310,300
59	244,900	270,400	311,500
60	245,900	271,900	312,900
61	246,800	273,300	314,000
62	247,800	274,800	315,300
63	248,600	276,300	316,600
64	249,600	277,600	317,800
65	250,500	279,200	319,100
66	251,500	280,700	320,400
67	252,600	282,200	321,700
68	253,500	283,700	323,000
69	254,300	284,800	323,700
70	255,400	286,300	324,800
71	256,500	287,800	325,900
72	257,700	289,200	326,800
73	259,100	290,400	328,100
74	260,400	291,800	328,800
75	261,800	293,100	329,900
76	263,000	294,400	331,100

77	264,000	295,900	332,200
78	265,100	297,200	333,400
79	266,400	298,400	334,500
80	267,600	299,700	335,700
81	268,700	300,400	336,800
82	269,700	301,700	337,900
83	270,800	302,800	338,900
84	271,900	304,000	340,000
85	272,700	305,100	341,000
86	273,600	306,300	342,000
87	274,700	307,500	342,900
88	275,800	308,600	343,900
89	276,800	309,900	344,900
90	277,700	311,100	345,700
91	278,600	312,300	346,500
92	279,600	313,500	347,300
93	280,600	314,300	347,900
94	281,600	315,000	348,500
95	282,500	315,700	349,200
96	283,500	316,300	349,800
97	284,300	317,000	350,200
98	285,100	317,300	350,600
99	285,700	317,900	351,100
100	286,600	318,600	351,500
101	287,400	319,000	352,000
102	288,200	319,600	352,400
103	289,000	320,200	352,900
104	289,800	320,800	353,300
105	290,500	321,200	353,600
106	291,000	321,700	354,100
107	291,500	322,200	354,500
108	292,000	322,700	354,800
109	292,200	323,100	355,300
110	292,500	323,500	355,800
111	292,700	323,800	356,300
112	293,100	324,100	356,800
113	293,400	324,500	357,300
114	293,600	324,900	357,800
115	294,000	325,300	358,300
116	294,300	325,600	358,700

117	294,600	325,800	359,100
118	294,900	326,100	359,500
119	295,200	326,500	360,000
120	295,600	326,700	360,500
121	295,900	326,900	360,900
122	296,300	327,200	361,400
123	296,600	327,500	361,900
124	297,000	327,800	362,400
125	297,200	328,000	362,700
126	297,400	328,300	
127	297,700	328,700	
128	298,100	328,900	
129	298,300	329,000	
130	298,600	329,300	
131	299,000	329,700	
132	299,400	329,900	
133	299,600	330,200	
134	299,900	330,600	
135	300,300	331,000	
136	300,600	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,300	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		

157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		
163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		
166	309,600		
167	309,900		
168	310,200		
169	310,600		

別表第8アの表別表第7アに掲げる職の項中「117,500円」を「116,900円」に改める。
別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第15条の4関係）

ドクターヘリ救急医療業務従事命令簿

職名 氏名

所属長印	直接の 監督者印	年 月 日	業務従事時間	業 務 内 容	備 考
			～		
			～		
			～		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第15条の4及び別記第3号様式の改正規定は、平成28年12月27日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第8条、別表第1の2及び別表第8の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与規程第8条、別表第1の2及び別表第8の規定を適用する場合には、改正前の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程第8条、別表第1の2及び別表第8の規定に基づいて支給された給与（鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年鹿児島県立病院局企業管理規程第5号。以下この項において「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与規程第8条、別表第1の2及び別表第8の規定による給与（平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。